# [その他]

## 市内指定文化財一覧

## 1 国指定文化財

ž	旨定区分	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理者)
国	工 芸 品	青磁鳳凰耳花生	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
宝	書蹟	歌 仙 歌 合	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
重	建造物	聖神社本殿 末 社 三 神 社 本 殿 末 社 滝 神 社 本 殿	王子町	聖 神 社
	11	泉井上神社境内社和泉五社総社本殿	府中町六丁目 2 38	泉井上神社
	11	高橋家住宅	池田下町1608	高橋昭雄
要	絵 画	紙 本 著 色 駒 競 行 幸 絵 巻	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	11	紙本墨画枯木鳴鵙図	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
文	11	絹 本 著 色 鐘 馗 図	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	11	紙 本 著 色 十 王 経	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	11	紙本著色 山 王 霊 験 記	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
化	II	紙 本 著 色 伊 勢 物 語 絵 巻	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	11	紙 本 墨 画 布 袋 図	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
財	11	絹 本 著 色 山 崎 架 橋 図	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	11	絹 本 墨 画 達 磨 図	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市

	1						
"	絹 本 著 色 孔雀経曼荼羅図	松尾寺町2168		松		尾	寺
"	編本著色 如意輪観音像	内田町三丁目 6	12	久	保	惣:	太郎
"	編本著色 普賢延命像	内田町三丁目 6	12	久	保	惣:	太郎
"	編本墨画 瀑布図	内田町三丁目 6	12	久	保	惣:	太郎
彫刻	木 造 胎 蔵 界 八 葉 院 曼 荼 羅 刻 出 龕	内田町三丁目 6館)	12(和泉市久保惣記念美術	和		泉	市
工芸品	金銅錫杖頭	府中町六丁目13	15	森	Ħ	-	- 顕
"	蘆屋七宝文真形釜	府中町六丁目13	15	森	Ħ	-	- 顕
"	牡 丹 蝶 鳥 鏡	内田町三丁目 6 館)	12(和泉市久保惣記念美術	和		泉	市
"	菊 花 双 鶴 鏡	内田町三丁目 6 館)	12(和泉市久保惣記念美術	和		泉	市
"	蓮 莱 山 方 鏡	内田町三丁目 6 館)	12(和泉市久保惣記念美術	和		泉	市
"	唐 津 茶 碗	内田町三丁目 6 館)	12(和泉市久保惣記念美術	和		泉	市
"	梅花桧垣群雀鏡	内田町三丁目 6 館)	12(和泉市久保惣記念美術	和		泉	市
"	黄瀬戸立鼓花生	内田町三丁目 6 館)	12(和泉市久保惣記念美術	和		泉	市
"	響 銅 水 瓶	内田町三丁目 6 館)	12(和泉市久保惣記念美術	和		泉	市
"	鵲 尾 形 柄 香 炉	内田町三丁目 6 館)	12(和泉市久保惣記念美術	和		泉	市
"	蘆屋霰地真形釜	内田町三丁目 6	12	久	保	惣:	太郎
書蹟	熊 野 懐 紙	府中町六丁目13	15	森	H	-	- 顕
"	紙本墨書一山一寧墨蹟	内田町三丁目 6 館)	12(和泉市久保惣記念美術	和		泉	市
"	紙 本 墨 書 伏 見 天 皇 宸 翰 宝篋印陀羅尼経	内田町三丁目 6 館)	12(和泉市久保惣記念美術	和		泉	市
"	紙 本 墨 書 法 華 経 化 城 喩 品	内田町三丁目 6館)	12(和泉市久保惣記念美術	和		泉	市

"	箔散料紙墨書 法 華 経 方 便 品	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術 館)	和	泉	규
"	聖一国師墨蹟	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和	泉	市
"	大 覚 禅 師 墨 蹟	内田町三丁目 6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和	泉	中
"	大字法華経薬草喩品	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和	泉	市
"	熊 野 懐 紙	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和	泉	市
"	貫之集下断簡	内田町三丁目 6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和	泉	市
11	紙 本 墨 書 如 意 輪 陀 羅 尼 経	松尾寺町2168	松	尾	寺
11	紙 本 墨 書 宝 篋 印 陀 羅 尼 経	松尾寺町2168	松	尾	寺
"	修善講式残簡	仏並町683	池	辺	弘
"	紙 本 墨 書 槇 尾 山 大 縁 起	槇尾山町136	施	福	寺
考古資料	画文帯神獣鏡 建 武 五 年 在 銘	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術 館)	和	泉	市
重要美術品	神典	和泉市王子町	聖	神	社
史跡	池上曽根遺跡	和泉市・泉大津市	国	和泉市I	まか
登録文化財	佐竹ガラス	和泉市幸二丁目11 30	佐	竹 保	彦

#### 2 府指定文化財

指定区分	名称	所 在 地	所 有 者 (管理者)
建造物	聖 神 社 末 社 平 岡 神 社 本 殿	王子町	聖 神 社
建造物	松尾寺金堂	松尾寺町2168	松尾寺
建造物	泉井上神社石造板状塔婆	府中町六丁目 2 38	泉井上神社
"	伯太薬師堂 石造五輪塔	伯太町697 2	伯 太 町
書蹟	松尾寺文書	松尾寺町2168	松尾寺

考 古 資 料	禅 寂 寺 塔 刹 柱 礎 石	阪本町551	禅	寂	寺
史跡	和 泉 清 水	府中町六丁目 2 38	泉	井上神	社
"	契 沖 養 寿 庵 跡	万町355 356 1他	高	橋計	次
"	松尾寺境内	松尾寺町2168	松	尾	寺
天然記念物	蔭 涼 寺 のぎんもくせい	尾井町337	蔭	涼	寺
"	春日神社のまき	春木町922 1	春	日神	社
"	春日神社のつばき	春木町922 1	春	日神	社
"	松尾寺のくす	松尾寺町1402	松	尾	寺
II .	松尾寺のやまもも	松尾寺町2168	松	尾	寺
"	西教寺のいぶき	幸二丁目250	西	教	寺
史跡	丸 笠 山 古 墳	伯太町975 1 . 2 . 3	伯	太神	社
11	狐塚古墳	山荘町323 1	浅	井	竹
絵 画	施福寺紙本著色参詣曼荼羅図(甲本)	槇尾山町136	施	福	寺

#### 3 市指定文化財

指定区分	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理者)
史跡	信太の森の鏡池	王子町914 1・同町914 2	和泉市
史跡	信太貝吹山古墳	太町25 3・同町27	和 泉 市
天然記念物	葛の葉稲荷のクス	葛の葉町 2	(宗)信太森神社
絵 画	役 行 者 像	松尾寺町2168	松尾寺
考 古 資 料	模尾山経塚出土品 (一括)	内田町三丁目 6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	教育委員会

## 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

別表第1(大阪府災害救助法施行細則第3条等関係)

(最新改正 平成16年6月15日規則第63号)

-		(取新以上 平成16年6月15日	1/10007
救助 0	D 種 類	救 助 の 程 度 及 び 方 法	救助の期間
収容施設の供与	避難所	1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。 2 学校、公民館等既存建物に収容するのを原則とするが、これら適当な建物を得がたいときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して収容する。 3 設置のため支出できる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。イ基本額 避難所設置費 100人1日につき 30,000円口 加算額(冬期(10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)に限る。)	災害発生の日から7日以内
	応急仮設住 宅	別に定める額  1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容する。 2 設置戸数は、市町村ごとに住家が全壊し、全焼し、又は流失した世帯数の100分の30以内とする。 3 1戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,433,000円以内とする。 4 同一敷地内又は近接する地域内に50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、1施設当たりの規模及びその施設のために支出できる費用は、3にかかわらず、別に定める。 5 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを2人以上収容し、並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することができる。この場合の応急仮設住宅として設置することができる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。 6 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。	
炊出しその 他による与 び飲料水の 供給		1 避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。 2 被災者が直ちに食することができる現物による。 3 支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日につき1,010円以内とする。 4 被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、救助の期間内に3日分以内を現物により支給することができる。 1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行	災害発生の日 から7日以内 災害発生の日
	給	う。 2 支出できる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要	から7日以内

な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及材費とし、当該地域における通常の実費とする。  被服、寝具その他生活必需								( 土砂 と は ) ( 大郎 と よ は 行 ) で で 現 物 を	災害発生の日から10日以内
区分	期別			世	帯	区	分	6 1 15	
		1人t	世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯		人上1人増す 二加算する額
住家の全 焼、全壊 又は流失	夏期	17	円 ,300	円 22,200	円 32,700	円 39,100	円 49,600		円 7,200
により被 害を受け た世帯	冬季	28	,500	36,800	51,400	60,300	75,600		10,300
住家の半 壊、半焼 又は床上 浸水によ	夏期	5	,600	7,500	11,300	13,700	17,500		2,400
り被害を受けた世帯	冬季	9	,000	11,900	16,900	20,000	25,300		3,300
			備考	た場合をいい		は10月1日か			
医療及び助産	<b>医</b>		2 3 4 3 4 4 3 6 を施すサ(こ(律に イロハニホ イ ロ	で、変、のででで、変ので、で、変して、変して、変して、変して、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで	療 ておマロは第同一師とお 療そは 用る修療の 行いッ年り号。指にでて 料他療 、合費にち 。は一法師号)が正規き行 のの所 次 等よを た、ジ律若にが師定るう 支治又 の使のる失 た医指第し規、で、。 給療は と用実場	で 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1	た事情では 手のでする 素を ででする ででする ででは のででする ででは のででする ででは のででする ででは のででする ででは のででする ででは のででする ででは のででする ででは のででする ででは のででする ででは のででする ででが、 ででは のででする ででが、 ででする ででが、 でが、	、者等奪復。施すじ、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	災害発生の日から14日以内

助産	1 災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対	
	して行う。 2 次の範囲内において行う。	
	イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置	
	ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 3 支出できる費用は、次のとおりとする。	
	イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費	
((中にかか) も だのかり	ロ 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額	<b>《中恋生</b> 0日
災害にかかった者の救出	1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。	災害発生の日 から3日以内
	2 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等	N D O H M I
	の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域に おける通常の実費とする。	
災害にかかった住宅の応急 修理	1 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応 急修理をすることができない者に対して行う。	災害発生の日 から1月以内
沙廷	2 対象数は、市町村ごとに住家が半壊し、又は半焼した世帯	N.O I DWW
	の数の100分の30以内とする。	
	3 居室、炊事場、及び便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。	
	4 支出できる費用は、一世帯につき 519,000円以内とす	
生業に必要な資金の貸与	る。 1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手	災害発生の日
	段を失った世帯に対して行う。	から 1 月以内
	2 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体	
	的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸し付ける。	
	3 対象世帯数は、市町村ごとに住家が全壊し、全焼し、又は 流失した世帯の数の100分の25以内とする。	
	4 貸付できる金額は、次の範囲内とする。	
	イ 生業費 1件につき3万円 ロ 就職支度費 1件につき 15,000円	
	5 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。	
学用品の給与	1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により 学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童	災害発生の日 から、教科書
	及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児	たついては1
	童及び中学部生徒を含む。以下同じ。)に対して行う。 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現	月以内、その
	2   仮舌の美情に応じ、人に拘りる四日の軋曲内にのいて、現   物をもって行う。	他の学用品に ついては15日
	イ教科書	以内
	口 文房具   八 通学用品	
	3 支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 イ 教科書	
	利 教科書 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132	
	号)第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教	
	材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用して いるものの給与するための実費	
	ロ 文房具及び通学用品	
	小学校児童 1 人につき 4,100円 中学校生徒 1 人につき 4,400円	
埋火葬	1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のも	災害発生の日
	│ のを行う。 │ 2 次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもっ	から10日以内
	て実際に埋火葬を実施する者に支給する。	
	イ 棺 (附属品を含む。) ロ 埋葬又は火葬 (賃金職員等雇上費を含む。)	
	ハ 骨つぼ及び骨箱	
	3 支出できる費用は、一体につき大人 193,000円以内、小人 154,400円以内とする。	
1	101,100 170 100	

死体の捜索	1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情	
	により既に死亡していると推定される者に対して行う。	から10日以内
	2 支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等	
	の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域に	
	おける通常の実費とする。	
死体の処理	1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。	災害発生の日
	2 次の範囲内において行う。	から10日以内
	イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置	
	日検案	
	八の死体の一時保存	
	3 検案は、原則として救護班によって行う。	
	4 支出できる費用は、次のとおりとする。	
	イの死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用	
	1 体につき 3,300円以内	
	ロ 死体の一時保存のための費用	
	・ 既存建物を利用する場合	
	当該施設の借上費について通常の実費	
	・ 既存建物を利用できない場合	
	1 体につき 5,000円以内 ・ ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合	
	当該地域における通常の実費を加算することができ	
	る。 - 1. ***********************************	
	八 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料	
<b>"</b>	金の額以内	// <del></del>
災害によって住居又はその	1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等	災害発生の日
周辺に運ばれた障害物の除	に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状	から10日以内
去	態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を	
	除去することができない者に対して行う。	
	2 対象数は、市町村ごとに住家が半壊し、又は床上浸水した	
	世帯の数の100分の15以内とする。	
	3 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必	
	要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等	
	雇上費等とし、一世帯につき 137,000円以内とする。	
応急救助のための輸送費及	1 次の範囲内において行う。	当該救助の実
び賃金職員等雇上費	イ 被災者の避難	施が認められ
	ロ 医療及び助産	る期間以内
	ハ 災害にかかった者の救出	
	二の飲料水の供給	
	ホー死体の捜索	
	への死体の処理	
	ト 救助用物資の整理配分	
	2 支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。	
	·	

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

#### 別表第2(第4条関係)

救助	業務従事者の区分	5	実 費	弁	償	の	範	囲	
<b>水</b> 助			時間夕	卜勤務月	手当		旅		費
	医師及び歯科医師	17,400円以内	得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和40年大阪府条例第35号)第21条第2項の規定により算定した額以内		j				
政令第10条第	薬剤師	11,900円以内			下「旅費条例」という。 よる4級職相当額以内			-	
1号か ら第4 号まで	保健師、助産師及び看護師	11,400円以内			·     旅費冬例による2級職相当		2 級職相当額		
に掲げ る者	   土木技術者及び建築技術者 	17,200円以内							
	大工、左官及びとび職	20,700円以内				旅費条例による4級職相当額   以内 			4級職相当額
政令第10条第5号から第10号までに 掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料での100分の3の額を加算した額以内			対料としてそ				

## 別表第3(第5条関係)

対 象 者		支	給	基	礎	額	
政令第14条第2項 第2号に規定する 労働基準法(昭和 22年法律第49号) に規定する労働者 でない者	事故発生の日前 1 下同じ。) の額を3 その地方で同様の の所得の平均額を は、原則として標	865で除して行 事業を営み、 365で除して	骨た額に相≦ 又は同様の て得た額(□	当する額と の業務に従 以下「標準	する。ただ 事する者の	し、その者 事故発生の	の所得額が、 日から1年間
政令第14条第2項 第3号に規定する 救助に関する業務 に協力した者	1 警察官の職務 号。以下「警察 2 事故の発生し 号に規定する協 し、扶養親族の る額を加算する	協力者令」と た日においる み力者(以下 ある協力者に	:いう。) 第 て他に生計の 「協力者」。	5 条第 2 項 のみちがな という。) <i>0</i>	に規定する く、主とし O扶助を受I	額に相当す て政令第14 けていた者	条第2項第3 を扶養親族と

### 気象庁震度階級関連解説表

(平成8年2月)

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際 にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。 (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。

- (1) 気象灯が光吹する展展は、展展前による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
   (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
   (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周 期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなく なった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
— 0.5 —	0	人は揺れを感じない。 屋内にいる人の一 部が、わずかな揺 れを感じる。						
1.5		の一部か、眼を覚 ます。						
— 2.5 — — 3.5 —		見える人もいる。	棚 に あ る 食 器 類が、音を立てることがある。					
		ている人のはどん どが、眼を覚ま す。		いて、揺れに気付く人がいる。				
— 4.5 —	5 弱		つく食がる。物をはに細といいます。とが相響というはに細といいます。のが動する。のが動する。のが動する。のがある。といいます。といいます。といいます。といいます。といいます。といいます。といいます。といいます。	C11.00.00°			9 ることがめる。 [停電する家庭も ある。]	石、小さな崩壊か 生 じることがあ る。
- 5.5 -	5 強	非常な恐怖を感じ る。動に支障を感じ る。	落台がどる形があかいだとなれ変開ががどる形があった。落。家がりなー。。落。家がりなー。のもいとよく。るのかどるからあれるかとのかどのがとなれるかがいなった。	車の運転が困難となり、停止する車が多い。		のがある。	家供管、は、大学のでは、まりは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、まりは、大学のでは、大学のいいは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	
— 6.0 —	6 弱		固定足していないない になるである。 の動いなくなる。 の動いなくなる。 の動いなくなる。 の動いなくなる。 の動いなが、 の動いなが、 の動いなが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 の	かなりの建物で、 壁のタイルや窓ガ ラスが破損、落下 する。	耐では、ない住る震性の側のののののののののののののののののののののののののではがある。ででは、あるにがある。	耐 に は で は で は で は で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に に じ と に に じ と に に じ と と に に じ と に に に じ と に に に に に に に に に に に に に	家供管に などる などる などる などる なが、地の にたな が、地の にる。 一る。 一る。 しる。 一、止 しある。 し、止 しある。 し、止 しある。 し、止 しある。 し、止 しある。 し、止 しある。 し、止 した。 した。 した。 の道 にる。 して、 の道 にる。 して、 の道 にる。 して、 の道 にる。 して、 ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので	地割れや山崩れなどが発生することがある。
	6強	立っていることが できず、はわない と動くことができ ない。	固定 していない重い家具のほとりが移動、転倒する。戸が外れていまといる。 アップ・ボール かんしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	多のの建かで、対するののは、対するない。 でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる ない といる いといる こくり がい	耐震は欠いた。 耐震はない。 にが多い性がの高い性がもの。 の高い性がもの。 をもいればないがある。 をもいなががある。 をもいるがある。	耐震性の低壊を強い、 ではがの高い建物を性 の高いはががかで壊り があい建物破なな はながかがかがかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかか	ガた配発を はいまな に、に、と、で、と、で、と、で、と、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	
<del></del>	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が 大きく移動し、飛 ぶものもある。	ほで、がある。 と、どのイ砂での を整ってるが、があるで、 が下すい破っているでする がある。 がするもの がするもの がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。	でも、傾いたり、 大きく破壊するも	耐震性の高い建物でも、傾いたり、 でも、傾いたり、 大きく破壊するも のがある。	[ 広 い 地 域 で 電 気、ガス、水道の 供給が停止する。]	大きな地割れ、地 すべりや山崩れが 発生し、地形が変 わることもある。

## 無線サイレン吹鳴装置設置場所一覧

番号		設 置 場 所
1	府中町六丁目12 2	和泉市消防署府中出張所
2	幸二丁目 3 3	和泉市消防団第8分団器具庫
3	太町284	市立信太小学校
4	寺田町一丁目 5	和泉市消防団寺田班器具庫
5	箕形町五丁目 1 33	箕形公民館
6	唐国町一丁目 6 15	唐国町会館
7	内田町三丁目 2 3	和泉市消防団内田班器具庫
8	春木町608	和泉市消防団春木班器具庫
9	久井町429	市立南松尾小学校
10	松尾寺町2170	和泉市消防団松尾寺班器具庫
11	若樫町658	若樫公民館
12	春木川町167	八雲神社境内
13	父鬼町293	南横山公民館
14	大野町125	和泉市消防団大野班器具庫
15	大野町420	側川町民会館
16	仏並町1326	和泉市消防団小川班器具庫
17	坪井町51	和泉市消防団小川班器具庫
18	仏並町713	和泉市消防団仏並班器具庫
19	仏並町776	和泉市消防団大畑班器具庫
20	小野田町165 1	和泉市消防団小野田班器具庫
21	北田中町97 1	北田中町公民館
22	下宮町186	和泉市消防団下宮班器具庫
23	九鬼町446 3	九鬼町民会館敷地内電柱
24	福瀬町177 1	和泉市消防団福瀬班器具庫
25	南面利町303	泉福寺境内
26	善正町182 3	和泉市消防団善南班器具庫
27	国分町1081 1	国分トンネル北交差点電柱
28	黒石町598	西福寺境内
29	平井町631	和泉市消防団平井班器具庫
30	納花町 1	福寿寺境内
31	鍛治屋町186	児童遊園内
32	三林町1059 2	和泉市消防団三林班器具庫
33	三林町416 4	和泉市消防団川中班器具庫
34	和田町1074 2	和泉市消防団和田班器具庫
35	万町121	和泉市消防団万町班器具庫
36	浦田町338	浦田町民会館
37	室堂町1801 1	和泉市消防団室堂班器具庫
38	池田下町1982	和泉市消防団山深班器具庫